

山口県被災者支援業務システムの導入において利用する個人情報について

- 住家被害認定調査機能
- 罹災証明書発行機能
- 被災者台帳管理

災害対策基本法第 90 条の 2 に定めらるる罹災証明書の発行等の事務を円滑に行い、また、同法 90 条の 3 第 1 項に定める被災者台帳を作成する。

個人情報 保有部署	データ名称	記録項目
市民課	住民基本台帳データ	個人番号（住基）、世帯番号（住基）、氏名、氏名カナ、氏名区分、性別、生年月日、続柄、郵便番号、住所
資産税課	家屋情報データ	家屋 ID、所有者氏名、所有者氏名カナ、市町村コード、町丁目コード

- 避難行動要支援者管理機能

災害対策基本法第 49 条の 10 に定める避難行動要支援者名簿の情報をシステム上で管理する。

個人情報 保有部署	データ名称	記録項目
地域福祉・ 指導監査課	避難行動要支援者データ	避難行動要支援者 ID、個人番号（住基）、世帯番号（住基）、氏名、氏名カナ、氏名区分、性別、生年月日、郵便番号、住所